

指定申請に必要な提出書類一覧（指定申請関係）

○は必須、△は必要に応じて提出

区分	提出書類	説明 (欄外 参照)	居宅介護 重度訪問 同行支援 行動支援	短期入所	重度障害者 等包括支援	共同生活 援助	相談支援	療養介護	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続 支援 (A)	就労継続 支援 (B)	障害者支援 施設	就労定着 支援	自立生活援 助
指定 申請 関係	様式第1号(申請書)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	様式第1号の別紙	※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	付表		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	登記簿謄本	※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	定款		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	参考様式1（勤務形態一覧）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	参考様式2（組織体制図）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	参考様式3（経歴書）	※3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	参考様式4（研修受講誓約書）	※4	-	-	-	△	-	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	資格証、研修修了証の写し	※5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	参考様式5（実務経験証明書）	※6	△	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	参考様式6（平面図）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	参考様式7（居室等面積一覧）		-	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	参考様式8（設備・備品等一覧）		-	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事業所の写真(外観、内観)	※7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	運営規程		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	参考様式9（苦情解決措置の概要）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	参考様式10（主たる対象者特定理由）	※8	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	参考様式11（誓約書）	※9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	参考様式12（協力医療機関契約内容）		-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
	参考様式13（施設等との連携体制）		-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収支予算書	※10												○	○		
	予定する事業の作業量	※11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
	予定する事業の請負又は委託契約書の雛形	※12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
	賠償責任保険加入証書の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	参考様式14（通院等乗降介助の算定に係るサービス提供体制等）	※13	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	参考様式15（重度訪問介護の指定に係る申出）	※14	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	共同生活援助（GH）に必要な書類	※15	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	協議内容のわかる書類	※16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	※17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
【様式第4号】介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
【様式第4号 別紙1】		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
【様式第4号 別紙2～55】		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
社会保険確認票		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
障害福祉サービス等開始届	※18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※18	○	
業務管理体制の整備に関する届出書	※19	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

※1 障害者総合支援法、介護保険で既に指定を受けている事業がある場合のみ提出

※2 公益法人等で申請までに定款又は寄付行為の変更手続が完了していない場合は、変更前の定款及び当該事業を行う旨が確認できる書類(理事会議事録等)を提出

※3 <経歴書が必要な職種> 管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、相談支援専門員

※4 相談支援専門員又はサービス管理責任者研修の修了が要件となる職種について研修未受講の場合に提出。  
ただし、指定日までは必ず研修修了証の提出が必要である。

※5 資格や研修修了が要件となっている職種について提出

※6 <実務経験証明書が必要な職種>  
サービス管理責任者、相談支援専門員、同行支援及び行動支援のサービス提供責任者・ヘルパーなど

※7 写真には番号を付し、平面図と対比できるようにすること。

※8 主たる対象者を特定する場合のみ提出

※9 特定相談支援は参考様式11-2、障害児相談支援は11-3、一般相談支援は11-4を作成し、提出すること。

※10 就労継続支援A型の収支については、事業の収益から当該事業に必要な経費を除いた額を原則として、

利用者への資金となりますので、訓練等給付費や管理者等の職員給与と会計上区分してお示しください

※11 1日に何人で何時間の作業を行えば、どの程度完成するかなどが分かるようにしてください。

※12 請負単価等を示すとともに、請負や委託内容及び成果物等が分かるようにしてください。

事業が請負等ではない場合は提出の必要はありません。

※13 通院等乗降介助を行う居宅介護事業所のみ提出。道路運送法許可証も必要

※14 重度訪問介護の指定を不要とする申し出を行う居宅介護事業所のみ提出。事前に市と協議すること。

※15 複数の共同生活住居をまとめて一の指定を受ける場合、各共同生活住居の位置関係、移動所要時間 が分かるもの(地図等)を提出すること。

※16 事業所設立前に、建物・設備について建築・消防の観点から不備がないかどうか建築指導課・消防署に確認を行い、

その確認内容と結果を記載した書類を提出すること。建築指導課への確認時は、建築計画概要書と平面図を提出してください。

建築計画概要書は建築調整課で取得可能です。取得にはコピー代が必要となります。なお、訪問系サービスは、建築指導課への協議のみで構いません。

※17 その他、個別に必要な書類を別途提出いただく場合があります。

※18 障害者支援施設については、社会福祉法上の設置届出等が別途必要。

※19 必要に応じて提出が必要になります。詳しくはHP上の「障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に係る届出について」のページをご覧ください。